

秋田市支援対象児童等見守り強化事業交付金交付要綱

〔 令和 3 年 3 月 25 日 〕
市 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、秋田市支援対象児童等見守り強化事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、本市の支援対象児童等の見守り体制の強化を図るとともに、児童虐待の早期発見および早期対応を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）子ども宅食等

子ども宅食や子ども食堂など食事又は食材を個々の家庭に提供、配達すること、学習を支援することおよび居場所をつくる等の活動をいう。

（2）市民活動団体等

特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティア団体、公益社団法人等の非営利活動を主たる目的とする団体で、市民を対象とした公益的な活動を継続的に行うものをいう。なお、法人格の有無は問わない。

（3）支援対象児童等

秋田市要保護児童対策地域協議会の支援対象である要保護児童、要支援児童、特定妊婦のほか、次条第 1 項第 2 号に該当する児童および妊婦をいう。

（交付対象事業）

第 3 条 交付金の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、支援活動を行うことにより、次に掲げる者およびその家庭の状況を、本市が定める年度内において把握し、その内容を本市に報告するものとする。

る。

(1) 秋田市要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童、要支援児童、特定妊婦

(2) 市民活動団体等が把握した児童および妊婦のうち、次のいずれかに該当し、かつ、見守りが特に必要と市が判断した者

ア 不安定な経済状況にある家庭の者

イ ひとり親家庭の者

ウ 子育てに著しい不安感や負担感を抱える家庭の者

(3) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 交付対象事業について、あらかじめ本市との協議を経ていること。

(2) 前項各号に該当する者のうち、あらかじめ本市が必要と判断した者の家庭1件につき、原則として月1回状況把握し、所定の様式を使用して本市に報告すること。

(3) 前項第2号に該当する者を新たに把握した場合は、速やかに本市に情報提供し、見守りの必要性を確認するとともに、本市の求めに応じて子ども未来センターを紹介するなど、できるかぎり協力すること。

(4) 交付対象事業に係る経理と交付対象事業以外の事業等に係る経理とを区分し、当該交付対象事業の収支を明らかにすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 前項に定めるもののほか、食事等を提供する場合は次に掲げる事項に留意して実施するものとする。

(1) 食事の提供を行うに当たり、保健所の指導に基づき必要な衛生管理を行うこと。

(2) 食中毒の発生に備え、保険の加入その他必要な措置を講ずること。

(3) 当該家庭から事前に食物アレルギーの有無を確認し、食物アレルギーがある場合は原則として食事の提供を行わないこと。

4 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象事業としない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあるもの

- (2) 宗教活動、政治活動その他これらに類する活動を目的とするもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 国、地方公共団体その他これらに類するものからこの要綱による交付金以外の交付その他の給付を受けているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの
(交付対象事業者)

第4条 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体等とする。

- (1) 本市に事務所を有し、又は本市を主な活動場所としていること。
- (2) 組織の運営に関する規則（会則、規約、定款、規程等）があること。
- (3) 市内において子ども等が無料又は安価（概ね1回300円以下）で利用できる支援活動を交付申請時まで1年以上行った実績があること。
- (4) 交付対象事業を的確に遂行できる能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団又はその構成員等の統制下にある団体でないこと。

（交付対象経費）

第5条 交付金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は次のとおりとし、交付金額については次条で定める金額とする。

- (1) 子ども宅食等の活動を行いながら、次のいずれかの方法により第3条第1項各号に定める者およびその家庭の状況を把握し、報告書で報告するために必要な経費
 - ア 家庭訪問による状況把握
 - イ 支援活動の場における状況把握
- (2) 感染症防止対策に必要な消耗品費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める経費

（交付金の額等）

第6条 交付金は、本市の当該年度予算の範囲内で交付するものとし、交付対象事業者の実績が予算を超える見込の場合は、予算の範囲内での事業実施とする。

2 交付金は、交付対象経費を合算した額（1,000円未満の端数を生じたと

きは、これを切り捨てる。)とする。

3 前項に定めるもののほか、交付金の額は、次の表の左欄に掲げる交付対象経費の区分に応じ、同表の限度額欄に定める額を限度とする。

交付対象経費	限度額
第5条第1号アに係る経費	1,500円/件
同 イに係る経費	1,000円/件
第5条第2号に係る経費	上限5万円

(交付申請)

第7条 交付対象事業の実施に当たり、交付対象事業者は、秋田市支援対象児童等見守り強化事業交付金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業収支(計画・報告)書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 団体の会則、規約、定款、その他団体の概要が確認できる書類
- (4) 支援活動の内容が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、交付金の交付決定をしたときは、秋田市支援対象児童等見守り強化事業交付金(変更)交付決定通知書(様式第4号)により、交付対象事業者に速やかに通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により交付金の交付決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付金の目的外の使用は、これを禁止する。
- (2) 交付対象事業者は、次に掲げる場合においては、あらかじめ事業(内容変更・中止)承認申請書(様式第5号)および事業収支(計画・変更計画・報告)書(様式第2号)を、市長に提出し、承認を受けなければならない。

ア 交付対象事業の内容を変更するとき。

イ 交付対象事業を中止するとき。

(3) 交付対象事業者は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 交付対象事業者は、法令その他の関係法規等を遵守するとともに、市長の指示および命令事項を確実に履行しなければならない。

(5) 交付対象事業者は、交付金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿等を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

(6) 交付対象事業者は、経理関係帳簿等を含む事業関係書類を、第11条に規定する実績報告書を提出した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付金の交付決定をした後、交付対象事業の変更等の必要があると認めたときは、その交付決定の全部又は一部を取消し、又はその交付決定の内容もしくは交付条件を変更することができる。

2 市長は、前条第2号の規定により事業(内容変更・中止)承認申請書(様式第5号)および事業収支(計画・変更計画・報告)書(様式第2号)が提出された場合は、その内容を審査し、当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に交付対象事業者に対して、秋田市支援対象児童等見守り強化事業交付金(変更)交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 交付対象事業者は、交付対象事業が完了し、又は市長の承認を受けて交付対象事業を中止したときは、その完了又は中止の日後30日を経過した日又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支(計画・報告)書(様式第2号)

(2) 領収書の写し

(交付金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに交付対象事業の完了を確認し、その成果が交付金の交付決定の内容および交付条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に対して、秋田市支援対象児童等見守り強化事業交付金(変更)交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(交付金の交付)

第13条 市長は、交付すべき交付金の額を確定させた後に交付金を交付するものとする。

- 2 交付対象事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、秋田市支援対象児童等見守り強化事業交付金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(概算払による交付金の交付)

第14条 市長は、交付金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、2回以内の概算払により交付金を交付することができる。

- 2 交付対象事業者は、前項の概算払を受けようとするときは、交付金概算払申請書(様式第8号)および前条第2項に規定する秋田市支援対象児童等見守り強化事業交付金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 3 概算払を受けた交付対象事業者は、交付対象事業が完了したときは、市長の指示に従い交付金の精算をしなければならない。

(交付金の返還)

第15条 市長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分について既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (2) 交付対象事業の実施方法が不適正であると認められるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反

したとき。

(状況報告)

第16条 交付対象事業者は、第8条による交付の決定を受けた交付対象事業を実施するに当たり、事業の遂行状況について事業完了するまでの間、各月分を翌月10日まで(3月分については3月31日まで)に、秋田市支援対象児童等見守り強化事業状況報告書(様式第9号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(調査等)

第17条 市長は、交付金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付対象事業者に報告をさせ、又は職員に帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。